

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 6 回 総 会

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

第16回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年6月10日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市民会館 南大会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 増 田 幸 美 大 橋 秀 行

辻 本 浩 規 福 岡 淳 史 浦 坪 昇 小 瀬 功

福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 杉 谷 俊 毅 山 口 政 高

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

承認事項 (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

(2) 農地転用の制限の例外届について

(3) 非農地証明願いについて

そ の 他 農地法第3条の下限面積について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、23名であります。欠席の届出は、16番杉谷委員、19番山口委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第16回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、7番松田委員、9番大江委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第16回総会総括表。3条所有権の移転は、2件で田3,058㎡、畑671㎡、計3,729㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、5件で田7,260㎡、計7,260㎡でございます。農地転用の制限の例外届は1件で、畑94.5㎡、計94.5㎡でございます。非農地証明願いは、2件で田115㎡、畑198㎡、計313㎡でございます。合計は、10件で田10,433㎡、畑963.5㎡、総合計は、11,396.5㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町佐渡字小西■■■■番■■■、台帳畑、現況休耕、面積59㎡ほか計3筆1,632㎡でございます。譲渡人は、愛知県名古屋市■■■■さん。理由は、高齢であり遠隔地に居住しているため耕作できないということでございます。譲受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。所有面積、耕作面積とも4aです。農作業歴は、35年です。通作距離又は時間は、車で5分ということでございます。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、水稻、柿栽培をするということでございます。

2番、神川町柳谷字西平■■■■番■■■、台帳田、現況田、面積59㎡ほか計8筆2,097㎡でございます。譲渡人は、山口県山口市■■■■さん。理由は、遠方に移住しており、農業経験もなく、今後も農業に従事することが

ないということでございます。譲受人は、神川町柳谷■■■■さん。所有面積、耕作面積とも89aです。農作業歴は、35年です。通作距離又は時間は、車で1分ということでございます。世帯員等従事者は、なしです。理由は、農業経営規模拡大し、水稻、野菜等栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、飛鳥町お願いいたします。

15番（栗原委員） 15番、栗原です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

譲渡人は、飛鳥町佐渡出身で、名古屋市にお住いの方ですが、相続した農地を、遠隔地に居住しているため耕作、管理できないということで、手放したいということです。

譲受人は、申請地の近くにお住まいの自営業の方で、現在、申請地の近くで水稻栽培などの農業を行っております。今回は、この農地を譲り受け、農業経営規模を拡大し、田は水稻栽培、畑は柿などを栽培したいということです。この方は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックなど必要な機械を全部持っておりますので、農業経験も十分あり問題ないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 次に、2番について、神川町の委員が欠席をされておりますので、事務局から説明いたします。

農政係長 第1号議案の2番について説明させていただきます。

6月1日の現地調査の日に、譲受人の■■■■さんと地元の山口委員、農地部会長、副部会長とともに現地において話をさせていただきました。

譲渡人は、神川町柳谷出身で、現在、山口県山口市にお住いの方ですが、相続した農地を遠隔地に居住しているため耕作、管理できないということで譲り渡したいということです。

譲受人は、申請地の近くにお住まいの自営業の方で、現在、申請地の近くで水稻栽培などの農業を行っております。今回は、この農地を譲り受け、

農業経営規模を拡大し、田は水稻栽培、畑は野菜などを栽培したいということです。

現地は、神川町柳谷地区の中心に位置しております。

農機具等につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラックなどを所有しており、農業経験も十分あり問題ないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと、山口委員から聞いておりますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、新鹿町の字名は小杉とありますが、字名谷に訂正をお願いいたします。1番、新鹿町字谷■■■■番■■、台帳田、現況休耕、面積616㎡ほか計3筆2,206㎡でございます。利用目的といたしましては水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、新鹿町■■■■さん。借受人は新鹿町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行新鹿支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

2番、五郷町桃崎字湯屋■■■■番■■、台帳田、現況田、面積849㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、五郷町桃崎■■■■さん。借受人は久生屋町■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行五郷支店。期間は公告の日から3年間で新規設定ということでございます。

3番、神川町神上字一里側■■■■番、台帳田、現況田、面積2,110㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、東京都三鷹市■■■■さん。借受人は神川町神上■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行神川支店。期間は公告の日から5年間で再設定ということでございます。

4番、育生町長井字中坪■■■■番、台帳田、現況田、面積436㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町長井■■■■さん。借受人は育生町長井■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から3年間で再設定ということでございます。

5番、育生町長井字小原■■■■番、台帳田、現況田、面積299㎡ほか計4筆1,659㎡でございます。利用目的といたしましては、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は使用貸借権の設定です。貸渡人は、育生町長井■■■■さん。借受人は育生町長井■■■■さん。取り扱いは熊野市農地銀行育生支店。期間は公告の日から3年間で再設定ということでございます。

承認事項1については、いずれも農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について新鹿町お願いいたします。

2番(坂口委員) 2番、坂口です。

承認事項の1番の1について説明をさせていただきます。利用の目的等については、ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。貸渡人の■■■■さんから借受人の■■■■さんに貸渡しをしたい旨の申し出がありまして、調査をいたしました。現地は、湊川沿いにありまして上水道ポンプ場のすぐ横にあります。5月12日の日に現地確認を、事務局の鈴木さん立会いのもと私と山本委員で行っております。■■■■さんは、長い間貸して欲しいということですが、貸渡人の■■■■さんは、とりあえず3年間借りてもらいたいということでございます。借受人の■■■■さんは、10aほどの水稻農家でございます。自宅から現地まで徒歩約5分です。農機具につきましては、トラクター、耕運機、田植機、バインダー、ハーベスタ等を所有しております。■■■■

さんは、54歳であり、若い方が休耕田を耕作してくれるということで喜んでおります。地元委員としては、何ら問題はございません。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 次に、2番について五郷町お願いいたします。

18番（大橋委員） 18番、大橋です。

承認事項1の2番について説明させていただきます。

貸渡人の■■■■■さんは、ご主人がご存命の時は大変熱心に百姓をされておりましたけれども、現在は高齢のために耕作が困難ということでございます。

借受人の■■■■■さんは、現在3反歩くらいの稲作を行っており、今回農業規模の拡大のために借り受けし、水稻栽培を行いたいということでございます。当然、農機具は全て揃っております。本人は、現在久生屋町に在住しているわけでございますが、土日には実家の方へ帰りまして農業をやっております。本水田は、国道のすぐそばで、実家から2～3分のところにあります。本人さんは、現在57歳と若く、■■■■■に勤務されている方でございますので、五郷の耕作放棄地を少しでも減らしたいという気持ちから、今回申し込みをしたということでございました。

この案件について、地元委員として何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、3番について、神川町の委員が欠席をされておりますので、事務局から説明いたします。

農政係長 承認事項1の3番について説明させていただきます。

貸渡人は、東京都にお住まいの方で、耕作が困難ということでございます。

借受人は、自宅から約300mという近くにお住まいの方で、5年間の使用貸借権設定の期間が満了するため、再設定したいということでございますので、地元委員としては何ら問題がないと、山口委員から聞いております。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 次に、4番及び5番について、育生町お願いいたします。

20番（辻本委員） 20番、辻本です。

利用権の設定の4番、5番につきまして同時に説明させていただきます。

内容につきましては、先ほど事務局の方から説明のあったとおりであります。

す。4番、5番両方とも借受人は同一人物でありまして、また、再設定なので何の問題もないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ごございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項2農地転用の制限の例外届についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、久生屋町字平見平■■■■番1、台帳畑、現況休耕、面積702㎡のうち94.5㎡でございます。届出人は、久生屋町■■■■さん。施設の内容、添付書類ですが、農作業用車両荷卸場及び農作業用車両保管場所94.50㎡でございます。添付書類といたしまして、位置図、現況図(案内図)、土地利用計画図、誓約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項2については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から農地法施行規則第32条第1項第1号の自己の農地保全、若しくは利用増進のため又は2アール未満の農地を、農業用施設に供する場合の農地転用制限の例外要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、久生屋町お願いいたします。

12番(松本委員) 12番、松本です。

承認事項2の1番について説明をさせていただきます。

現地は、案内図にありますように久生屋町のオレンジ道路沿いの[]から海側に200mくらい行った所にあります。国道とオレンジ道路の中間くらいです。

申請地は、農作業倉庫が端にあり、農作物の荷卸し、積み込み、農作業車両の保管場所として利用する目的であり、地元委員としては何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認事項2につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

1日の日に現地を見させていただきましたけども、地元委員の言うとおりで、何ら意見を挟む余地はございません。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2農地転用の制限の例外届についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に承認事項3非農地証明願いについてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原[]番、台帳畑、現況宅地、面積198㎡でございます。出願者は有馬町[]さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和40年頃父[]さんが住宅を建築したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、配置図、固定資産課税台帳登録証明書、昭和54年撮影の航空写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、神川町柳谷字大平[]番、台帳田、現況山林、面積115㎡で

ございます。出願者は山口県山口市■■■■さん。転用時期・理由・施設の内容・添付書類ですが、昭和40年頃に父■■■■さんが植林したということでございます。添付書類といたしまして、現況図（案内図）、現況写真、年輪写真、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

承認事項3については、いずれも申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果、承認要件を満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

承認事項3の1番について説明させていただきます。

現地は、国道42号沿いにあり、志原尻地区に該当します。■■■■から新宮方向に約200m行った右側沿道に位置しています。現状は、既に、古いんですが家が建っております。事務局から説明があったとおり、昭和40年ごろ父■■■■さんが住宅を建築したということで、登記上は畑になっておるんですが、固定資産税については、宅地並み課税で払っておるそうです。周りは、商業地及び住宅地になっておりますので、地元委員としては、この案件については、何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 次に、2番について、神川町の委員が欠席をされておりますので、事務局から説明いたします。

農政係長 承認事項3の2番について説明させていただきます。

6月1日に、申請地を譲り受けようとする■■■■さんと地元の山口委員、農地部会長、副部会長とともに現地調査をさせていただきました。

■■■■さんは、先ほどの第1号議案でご審議いただきました農地法第3条で農地を取得される方です。取得しようとする農地の中に、現況が山林となってしまったものがあつたために、非農地証明を申請し、地目変更後に所有権を移転したいということでございます。

現地は、神川町柳谷の、旧神上小学校青柳分校から柳谷川を約200mほど上流へさかのぼった川沿いにあります。

昭和40年ごろに申請人の父が植林したということであり、申請地も周囲も樹齢30年から50年の杉の木が植わっており、森林になっていること

を確認しております。

この案件につきましては、地元委員としてはなんら問題ないと山口委員から聞いております。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの承認事項3につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長（多川委員） 1番、多川です。

承認事項3の1番については、地元委員から説明があったとおり何ら問題ないかと思えます。

2番につきましては、初めて行ったんですが、町から200mくらい入ったところで、既に木も40年も50年も経っており、直径が1尺くらいの木もありました。そういう所でございますので何ら問題ないと思えますのでよろしくをお願いします。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。承認事項2非農地証明願いについてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項3につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項の農地法第3条の下限面積についてを議題といたします。事務局から説明をいたさせます。事務局

事務局長 お手元に配布させていただきました、熊野市農業委員会の別段面積設定(案)という資料をごらんください。

一部修正させていただきました部分ですが、1ページをご覧ください。太い線で囲った中の許可要件の(3)について、空き家とは、取得する際に台所・便所・風呂の設備を有する居住可能な住宅であることというふうに、居住可能なという一文を加えさせていただきました。

同じく、2ページの(3)についても居住可能なという一文を加えさせ

ていただきました。

次に、同じく、2ページの(4)の三つ目ですが、相続登記等が未了の場合は、登記が完了してから申請するものとする。としていたところですが、古い建物では、登記されていない建物も多く、新たに登記するとなると多大な費用が掛かることになるのではというご意見をいただきましたので、ただし、未登記の建物の場合は新たに登記することを要しないものとする。と付け加えさせていただきます。この修正させていただきました分も含めてご意見をいただきたいと思います。

また、先日、三重県熊野農林事務所を通じて県庁の農地調整課でもこの案を見てもらいましたところ、1アールを設定することについては問題ない。設定する目的として、新規就農の促進ということを強調していただきたいということでした。

次に、3ページをご覧ください。空き家に付随する農地を取得する場合の下限面積を1アールに設定する場合の、空き家バンクへの登録の有無と手続きの流れについてですが、まず、先進地を見ますと、亀山市の場合は、空き家バンクへの登録の有無は問わないということになっています。つまり、空き家バンクに登録されたものに限定しないということです。

また、農地を取得するための3条許可申請については、下限面積を1アールに設定する地区と許可要件をあらかじめ告示してあり、その地区内で許可要件に当てはまれば3条申請が可能となります。

大台町の場合も、空き家バンクへの登録の有無は問わないということになっています。

手続きの流れは、亀山市とは少し違って、空き家と付随する農地を売る人から、下限面積1アールを適用したい旨の申し出をうけ、翌月の農業委員会総会で適当な農地かどうか判断し、適当と認められれば下限面積1アールを適用する地番を告示する。この告示をもって3条申請が可能となるということになっております。3条申請を受けてまた翌月の農業委員会総会で審議するというので、総会に2回かけることとなります。

また、島根県の雲南市にお聞きしましたところ、空き家バンクに登録された下限面積以下の農地付きの物件について、総会でまとめて下限面積1アールと設定する旨の議決を行い、空き家バンクに登録された農地の地番を告示し、この告示日以降に3条申請が可能となるということでした。

ほかに空き家バンク登録を条件としている市町は、島根県古賀町、岡山県美咲町、広島県神石高原町がありました。

当市におきましては、1ページの案のとおり、下限面積1アールを適用する場合は、農地バンクへの登録の有無にかかわらず、市内全域を対象として、許可要件をあらかじめ告示しておき、告示した施行日から3条許可申請が可能となるということを想定しております。また、これが決まりましたからその案件について疑義が生じるようなケースが出てきた場合は、その都度総会で協議したいと考えております。このことについても皆様のご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

議 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見等がございましたらお願いします。

(しばらく時間をとるも意見なし)

議 長 ありませんか。

最善を尽くして事務局が案を作ったと思うんですが、違ったご意見がありましたら再度検討して再度案を作っていくたいと思っておりますが、これ以上のものはできないんじゃないかと私は思ったりもしております。

提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りいたします。

農地法第3条の下限面積については、提案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(な し)

議 長 ご異議なしとのことですので、農地法第3条の下限面積については、提案のとおり決定することに決定いたします。

次に、施行日については、平成28年7月1日からとすることにご異議ありませんか。

(な し)

議 長 ご異議なしとのことですので、施行日については、平成28年7月1日からとすることにご決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は、すべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(な し)

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局長 それでは、最初に鈴木係長から平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明させていただきます。

農政係長 それでは説明させていただきます。お手元に平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画案を配布させていただいております。各農業委員会では、1年間の目標と活動計画を作成して計画に基づいた取組みを実施し、年度ごとに点検評価を行って、その結果を国へ報告するということが義務付けられております。平成28年3月の総会の際に、各委員さんにお配りした平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価案については、作成に当たって地域の農業者の方々のご意見を募集し、反映するという事になっておりますので、事務局において作成させていただきました点検評価案について、3月から4月の間市のホームページで公表しました。それで意見の募集を行いましたがありませんでした。今回、今年1年間の目標と活動計画を作成する平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、国から様式が変更されて、今回新しい様式が示されてきましたので、こちら再度市のホームページで公表して、農業者や市民の方から意見を募集することとなります。その募集の結果、平成27年度の分と今回の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画を、次回の総会で皆さんの承認を得た後に国へ報告したいと思っております。

中身ですが、1ページ目をご覧ください。1番の農業委員会の状況の農家・農地の概要の中で空欄となっておりますのは、農林業センサスの2015年分の確定版がまだ来ておりませんので、来次第記入して公表していくことになっておりますので、ご了承ください。

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、委員の皆様におかれましてもご意見等ございましたら6月末までにご連絡いただきますようお願いいたします。

事務局長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

(なし)

事務局長 それでは、私の方から連絡事項を申し上げます。

遊休農地の利用状況調査についてであります。お手元に、昨年度に調査していただき、色塗りをしていただきました地図と色鉛筆を用意させていただいております。

今年度につきましても、委員の皆様のご協力を得て利用状況調査を実施したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

遊休農地とは、お手元の資料にありますように、過去一年以上にわたり農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の草刈り、耕起等の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地、農作物の栽培は行われているが、周辺の同種の農地において通常行われる栽培方法と認められる利用の状況と比較して、その程度が著しく劣っている農地とされております。

農地の草刈り、耕起等の維持管理が行われている場合は、遊休農地には該当しませんので、よろしくお願いいたします。

昨年調査していただいた状況と変わっている箇所があればチェックをお願いいたします。

また、新たに遊休農地と思われる箇所がある場合は、緑色で、昔は田か畑であったが現在は山林になってしまっているような場合は赤色で色塗りをお願いいたします。

昨年と同じように、今から、10月末までの間に、事務局から委員の皆さんの所へ回らせていただき、一緒に調査をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

このことについて、ご質問ございませんでしょうか。

なければ、次に、次回の現地調査は、7月1日金曜日午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回総会は、7月8日金曜日午前9時30分から駅横の文化交流センターでの開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第16回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前10時23分)